

開発相談

NO: _____

- ※ 職員が現地調査致しますので、土地所有者にその旨了承してください。
- ※ 入札・競売・売却物件等の業者選定・金額査定用等の利用には応じていません。
- ※ 生産緑地解除前の開発相談は回答できません。

相談日	令和 年 月 日			応対者	
相談者	連絡先 TEL() - 氏				
事業場所	吹田市				
事業面積	m ²	地目		宅造規制区域	内・外
用途地域	1種低層・2種低層・1種中高層・2種中高層・1種住居・2種住居 準住居・近商・商業・準工業・工業				
予定建築物			戸数		戸
現在の土地の利用状況 (経緯等具体的に)					
相談内容(具体的に記載のこと。記載なき事項は口頭説明があっても返答致しません。)					

上記、太枠内ご記入ください

添付図書 位置図・現況図・土地利用計画図(配置図)・敷地求積図・道路幅員・写真
造成計画平面図・造成計画断面図・その他応対者の要求するもの
(土地登記簿謄本・公図・評価証明(直近3年分)・建築計画概要書・周辺道路幅員図 etc...)

《その他開発相談の注意事項》

- ※大規模家族向共同住宅計画の際は、教育委員会(教育未来創生室/06-6155-8084)及び保育幼稚園室/06-6384-1592へ事前に相談願います。
- ※提出部数は一部です。回答は開発相談提出後、概ね一週間後となります。
- ※開発相談内容が不明瞭な場合、不足図書がある場合、相談内容に応じかねる場合があります。
- ※回答は上記相談内容のみを判断するもので添付計画を承認するものではありません。
- ※電話又は窓口での回答になります。その際お返しする書面はありませんのでご了承ください。
- ※相談者以外へ回答内容をお伝えすることはできません。(改めて開発相談の提出をしてください。)
- ※回答の有効期限は回答日 令和 年 月 日より6ヶ月とします。

令和6年7月17日より